

復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の  
「複数の選択肢」(国税)

平成23年9月16日  
税制調査会

# 1. 復興基本法・復興の基本方針、B型肝炎対策の基本方針における考え方

- 復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うこととする。
- B型肝炎対策のための財源については、期間を限って国民全体で広く分かち合うこととする。
- 復旧・復興のための税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。
- 復旧・復興のための税制措置による税収は、他の経費と区分して管理する。
- 平成23年度税制改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることを検討する。
- 復興債の償還期間（＝税制措置の期間）は、集中復興期間（5年間）及び復興期間（10年間）を踏まえ検討する。

## 2. 財源スキーム

復旧・復興対策事業 (1次、2次補正含む)	19兆円	1次・2次補正財源	6兆円程度
		歳出削減・税外収入	5兆円程度
		残余の額に対応する税制措置	<u>8兆円程度</u>

・復興債で補てんすることとされた年金臨時財源	2.5兆円
・B型肝炎対策のうち、税制上の措置による要対応額	0.7兆円

合計 11.2兆円程度

### 3. 時限的な税制措置の「複数の選択肢」

#### <「複数の選択肢」に係る試算例の位置付け>

- 「復興の基本方針」では、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定することとされている。また、本部における決定に当たっては、平成 23 年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指すこととされている。
- 「複数の選択肢」に係る試算例は、こうした一連の検討のプロセスにおける「議論の素材」、ないしは「たたき台」として活用されることを目的として策定するものであり、「復興の基本方針」及び「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」等に基づいて、できるだけ予断を交えずに、いくつかの技術的前提を置いて作業をしたものである。

## <試算例(国税)>

※地方税での対応は0.8兆円程度との前提で算定

### [1] 基幹税のうち、所得税・法人税に負担を求める

・23年度税制改正事項を復興財源に充てるとともに、所得税・法人税に時限的な付加税を課す。

$$\begin{aligned}
 & \text{所得控除等の見直し} + \text{法人税付加税} + \text{所得税付加税} = 0.7兆 + 2.4兆 + 7.5兆 \\
 & \left( 0.1兆円/年 \times 5年 \right) \quad \left( 0.8兆円/年(10\%) \times 3年 \right) \quad \left( 0.8兆円/年(5.5\%) \times 10年 \right) \quad = \underline{10.4兆円程度}
 \end{aligned}$$

(注) 法人税は23年度税制改正(法人税率の引下げ+課税ベース拡大)の実施を決めた上で、現行より税率引下げとなる形で付加税を課す。

約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	— 所得控除等の見直し(約0.1兆円/年)					
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	— 所得税付加税[5.5%](約0.8兆円/年)
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	— 法人税付加税[10%](約0.8兆円/年)							
1.7兆円	1.7兆円	1.7兆円	0.9兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	

〔2〕 基幹税（所得税・法人税）を中心にするが、個別間接税にも負担を求める

・23年度税制改正事項を復旧・復興財源に充てるとともに、所得税・法人税に付加税を課し、たばこ税(等)についても臨時の特別税を課す。

所得控除等の見直し	+	法人税付加税	+	所得付加税	+	たばこ臨時特別税(又は酒税、揮発油税等で対応)
〔 0.1兆/年 × 5年 〕		〔 0.8兆円/年(10%) × 3年 〕		〔 0.6兆円/年(4.0%) × 10年 〕		〔 0.2兆円/年(1円/本) × 10年 〕
= 0.7兆 + 2.4兆 + 5.5兆 + 1.7兆 = <b>10.4兆円程度</b>						

(注1) 法人税は23年度税制改正（法人税率の引下げ+課税ベース拡大）の実施を決めた上で、現行より税率引下げとなる形で付加税を課す。  
 (注2) 個別間接税については、たばこ税のほか、酒税や揮発油税等についても検討対象とすることが考えられるが、①関係業界との調整が短期間の間に可能か、②被災者の負担についてどのように考えるか、といった点に留意が必要。

仮に、たばこ臨時特別税の増収額（約0.2兆円）を、揮発油税等又は酒税の臨時特別税に替える場合、揮発油税等は1リットルあたり3円程度、酒税は1リットルあたり20円程度の税負担の上乗せとなる。

約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	—— 所得控除等の見直し（約0.1兆円/年）						
約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	—— たばこ臨時特別税（1本1円、約0.2兆円/年）
約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	—— 所得税付加税〔4%〕（約0.6兆円/年）
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	—— 法人税付加税〔10%〕（約0.8兆円/年）								
1.7兆円	1.7兆円	1.7兆円	0.9兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		

○ 税制措置については、以上の選択肢を参考とし、

1. どの税目を
  2. いかなる税率で
  3. いつから
  4. どれだけの期間
  5. どのように組み合わせるか
- が議論のポイントとなる。

○ 復旧・復興財源のために創設する税は、復旧・復興に対する国民の幅広い参加・貢献を反映する観点から、例えば、「復興貢献特別所得税」（仮称）といった名称を付すことが考えられる。

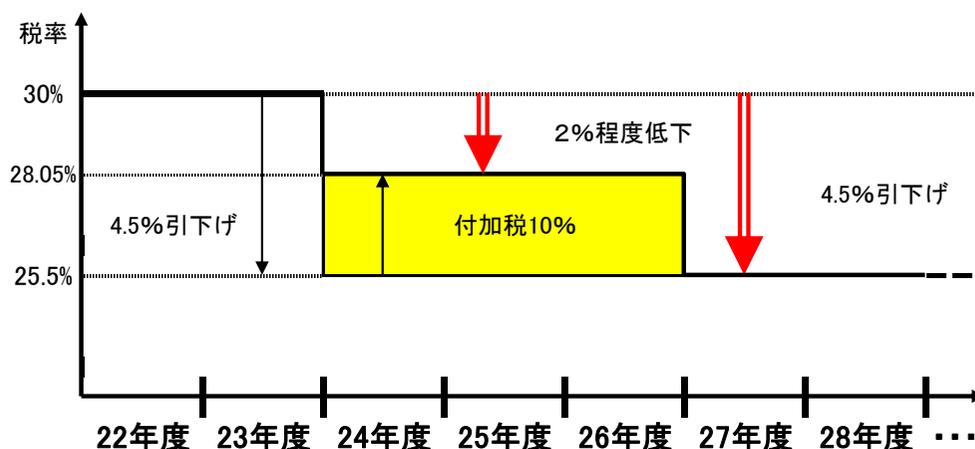
## <「複数の選択肢」の提示に向けた留意点>

### (1) 経済への配慮

○23年度税制改正（所得控除等の見直し）を活用することで、臨時増税の規模を抑制。

○法人税については、

- ・23年度税制改正法案の恒久減税（法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大）の実施を決めた上で、復旧・復興財源としての法人税付加税を課す。現行より税率引下げとなるかたちで行う。



- ・企業の国際競争力や産業空洞化防止の観点から、短期間（3年間）の措置とし、恒久減税の効果を早期に実現する。
  - 3年後の姿を示すことで、企業の予測可能性を確保。
  - 復興需要が低減する時期に減税となる。

(注) 相続税の見直しについては、平成23年度税制改正の実施を確保する必要。

※23年度税制改正は、法人税率の引下げ等と併せ全体としてネット減税の税制改正であり、かつ23年度予算の土台をなすもの。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復旧・復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ税制措置の規模が膨らむこととなる。

## (2) 簡素な税制

- 新たな税制措置は時限的な措置であることを念頭に置き、
  - ・ 納税者や源泉徴収義務者の負担などに配慮し、出来るだけ簡素な仕組みとする必要
  - ・ 社会保障・税一体改革や各年度の税制改正などと両立し得る制度とする必要などを踏まえると、課税方法は現行の税額に一定率を乗じるような、簡素な制度とすることを基本とする。

(注) なお、既存の税目とは異なる新たな税については、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 既存税制との重複や他の業種とのバランス上、公平性や中立性の観点から問題が生じること
- ・ 制度設計や関係者との調整を新たに行うためには相当な時間がかかること
- ・ 類似の税制が過去に廃止されたこととの関係をどのように説明するか

## (3) 償還期間（＝税制措置の期間）

- 償還期間（＝税制措置の期間）については、「復興の基本方針」において、復興債の償還期間が「集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。」とされたことを受け、集中復興期間（5年）及び復興期間（10年）を踏まえつつ、
  - ・ 「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」という基本的考え方との整合性
  - ・ 個別税目ごとの特徴や税収力
  - ・ 個人や企業において新たに発生する負担の程度
  - ・ 我が国経済との関係
  - ・ 復興需要の高まりとそれに伴う公共支出の増大との関係

- ・ 社会保障・税一体改革の方針（2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げる）との整合性
- ・ 財政健全化目標（遅くとも2015年度までに国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の赤字対GDP比を2010年度の水準から半減）との関係などに留意する。

#### (4) 平成23年度改正等との関係

- 所得控除等の見直しは、平成23年度税制改正事項である。（現在、税制改正法案が国会審議中）
- 法人税付加税は、上記「(1)経済への配慮」の観点から、平成23年度税制改正事項（法人実効税率引下げと課税ベース拡大：現在、税制改正法案が国会審議中）と同時に実施することを想定している。
- 所得税付加税及びたばこ臨時特別税等は、今回、復旧・復興等の財源確保の観点から新たに創設することを想定したものである。

(参考)

〔夫婦子2人の給与所得者〕

税制措置の年間負担額－給与収入階級別の負担割合－

(単位：円)

給与収入金額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)	付加税を賦課した場合の年間負担額(試算)	
					( )内は1ヶ月当たりの負担額	
					付加税 4%	付加税 5.5%
300万円	230,000	5% (261.7万円)	11,500	0.4%	500 (42)	600 (50)
400 "	870,000		43,500	1.1%	1,700 (142)	2,400 (200)
500 "	1,570,000	10% (554.3万円)	78,500	1.6%	3,100 (258)	4,300 (358)
600 "	2,270,000		129,500	2.2%	5,200 (433)	7,100 (592)
700 "	3,010,000	20% (736.3万円)	203,500	2.9%	8,100 (675)	11,200 (933)
800 "	3,810,000		334,500	4.2%	13,400 (1,117)	18,400 (1,533)
900 "	4,610,000		494,500	5.5%	19,800 (1,650)	27,200 (2,267)
1,000 "	5,470,000		666,500	6.7%	26,700 (2,225)	36,700 (3,058)
1,500 "	10,020,000	23% (1,162.6万円) 33% (1,387.9万円)	1,770,600	11.8%	70,800 (5,900)	97,400 (8,117)
2,000 "	14,770,000		3,338,100	16.7%	133,500 (11,125)	183,600 (15,300)
2,500 "	19,520,000	40% (2,340.0万円)	5,012,000	20.0%	200,500 (16,708)	275,700 (22,975)
3,000 "	24,270,000		6,912,000	23.0%	276,500 (23,042)	380,200 (31,683)
5,000 "	43,270,000		14,512,000	29.0%	580,500 (48,375)	798,200 (66,517)
10,000 "	90,770,000		33,512,000	33.5%	1,340,500 (111,708)	1,843,200 (153,600)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、**412.0万円**。  
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、**483.3万円**。  
 3. 子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。  
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。  
 5. 付加税による負担額については、100円未満を四捨五入して計算している。

〔夫婦子1人(16歳未満)の給与所得者〕

税制措置の年間負担額—給与収入階級別の負担割合—

(単位：円)

給与収入金額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)	付加税を賦課した場合の年間負担額(試算)	
					( )内は1ヶ月当たりの負担額	
					付加税 4%	付加税 5.5%
300万円	860,000	5% (156.7万円)	43,000	1.4%	1,700 (142)	2,400 (200)
400 "	1,500,000	10% (464.3万円)	75,000	1.9%	3,000 (250)	4,100 (342)
500 "	2,200,000		122,500	2.5%	4,900 (408)	6,700 (558)
600 "	2,900,000	20% (657.1万円)	192,500	3.2%	7,700 (642)	10,600 (883)
700 "	3,640,000		300,500	4.3%	12,000 (1,000)	16,500 (1,375)
800 "	4,440,000		460,500	5.8%	18,400 (1,533)	25,300 (2,108)
900 "	5,240,000		620,500	6.9%	24,800 (2,067)	34,100 (2,842)
1,000 "	6,100,000	23% (1,093.4万円) 33% (1,318.7万円)	792,500	7.9%	31,700 (2,642)	43,600 (3,633)
1,500 "	10,650,000		1,978,500	13.2%	79,100 (6,592)	108,800 (9,067)
2,000 "	15,400,000	40% (2,273.7万円)	3,546,000	17.7%	141,800 (11,817)	195,000 (16,250)
2,500 "	20,150,000		5,264,000	21.1%	210,600 (17,550)	289,500 (24,125)
3,000 "	24,900,000		7,164,000	23.9%	286,600 (23,883)	394,000 (32,833)
5,000 "	43,900,000		14,764,000	29.5%	590,600 (49,217)	812,000 (67,667)
10,000 "	91,400,000		33,764,000	33.8%	1,350,600 (112,550)	1,857,000 (154,750)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、**412.0万円**。  
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、**483.3万円**。  
 3. 子のうち1人が16歳未満に該当するものとして計算している。なお、夫婦のみの場合、税額は上記と同じである。  
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。  
 5. 付加税による負担額については、100円未満を四捨五入して計算している。

〔単身の給与所得者〕

税制措置の年間負担額－給与収入階級別の負担割合－

(単位：円)

給与収入金額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)	付加税を賦課した場合の年間負担額 (試算) ( )内は1ヶ月当たりの負担額	
					付加税 4%	付加税 5.5%
300万円	1,240,000	5% (114.4万円)	62,000	2.1%	2,500 (208)	3,400 (283)
400 "	1,880,000	10% (410.0万円)	94,000	2.4%	3,800 (317)	5,200 (433)
500 "	2,580,000	↓	160,500	3.2%	6,400 (533)	8,800 (733)
600 "	3,280,000	20% (602.9万円)	230,500	3.8%	9,200 (767)	12,700 (1,058)
700 "	4,020,000	↓	376,500	5.4%	15,100 (1,258)	20,700 (1,725)
800 "	4,820,000	↓	536,500	6.7%	21,500 (1,792)	29,500 (2,458)
900 "	5,620,000	↓	696,500	7.7%	27,900 (2,325)	38,300 (3,192)
1,000 "	6,480,000	23% (1,051.6万円) 33% (1,276.9万円)	868,500	8.7%	34,700 (2,892)	47,800 (3,983)
1,500 "	11,030,000	↓	2,103,900	14.0%	84,200 (7,017)	115,700 (9,642)
2,000 "	15,780,000	40% (2,233.7万円)	3,671,400	18.4%	146,900 (12,242)	201,900 (16,825)
2,500 "	20,530,000	↓	5,416,000	21.7%	216,600 (18,050)	297,900 (24,825)
3,000 "	25,280,000	↓	7,316,000	24.4%	292,600 (24,383)	402,400 (33,533)
5,000 "	44,280,000	↓	14,916,000	29.8%	596,600 (49,717)	820,400 (68,367)
10,000 "	91,780,000	↓	33,916,000	33.9%	1,356,600 (113,050)	1,865,400 (155,450)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、**412.0万円**。  
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、**483.3万円**。  
 3. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。  
 4. 付加税による負担額については、100円未満を四捨五入して計算している。

# 参考資料（国税）

## （試算の前提等）

## 試算の前提等

税制調査会本体会合及び作業チームにおける議論を通じ、基幹税などの個々の税目に関して、以下のような前提や事実関係に基づいて試算を行った。

### 試算の前提と考え方

#### 1. 総論

- (1) 税収については、平成 22 年度決算額を基本とし、平成 23 年度税制改正の影響等を織り込むなど所要の調整を加えたものをベースに機械的に試算を行っている。なお、実際の税収は、経済情勢などの要因で変動する。
- (2) 税制措置の期間については、「復興の基本方針」において、「償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。」とされたことを踏まえ、集中復興期間（5 年）及び復興期間（10 年）を踏まえつつ、個別税目ごとにその特徴や税収、我が国経済との関係などにも留意しながら、それぞれ設定した。

#### 2. 所得税

- (1) 現行の所得税額に対して一定の税率を課税する時限的な付加税を創設するとの前提で試算している。
  - ・ 納税義務者：所得税の納税義務者と同じ
  - ・ 源泉徴収：所得税の源泉徴収義務者が、所得税と併せて徴収・納付  
(注) システム変更等に伴う所要の準備が必要
  - ・ 課税標準：所得税額
- (2) 具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援するため、平成 3 年度の時限的措置（1 年間）として創設された「法人臨時特別税」と同様、所得税額を課税標準とし、一定の税率を乗じて計算される付加税を課す仕組みを前提としている。
- (3) あらゆる所得について、同一の付加税率を課すものとして試算している。
- (4) 平成 23 年度改正事項は、格差是正や就業構造の変化等に対応する観点から、
  - ・ 給与所得控除の見直し
  - ・ 退職所得課税の見直し
  - ・ 成年扶養控除の見直し等の見直しを行うこととしている。これらの改正事項による増収見込額は、交付税分を除き 1,436 億円である。（交付税分：676 億円）

#### 3. 法人税

- (1) 「復興の基本方針」を踏まえ、平成 23 年度税制改正（法人実効税率の引下げ＋課税ベース拡大）の実施を確保するとの前提で試算している。
- (2) 法人税額に対して一定の税率を課税する時限的な付加税を創設するとの前提で試算している。
  - ・ 納税義務者：法人税の納税義務者と同じ

- ・課税標準：法人税額

(3) 具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援するため、平成3年度の時限的措置(1年間)として創設された「法人臨時特別税」と同様、法人税額を課税標準とし、一定の税率を乗じて計算される付加税を課す仕組みを前提としている。

(4) 平成23年度改正事項は、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等の観点から、法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大を行うこととしている。既に成立した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた政策税制措置等(▲656億円)と併せ、これらの改正事項による減収見込額は平年度で▲7,758億円である。

#### 4. たばこ税

たばこ税・たばこ特別税に加え、別途、たばこに対し臨時の特別税を創設するとの前提で試算している。なお、時限的な措置であることを踏まえ、可能な限り簡素な仕組みとする観点から、現行のたばこ特別税と同様の仕組みを前提としている。

- ・納税義務者：たばこ税の納税義務者と同じ
- ・課税対象：たばこ税の課税対象と同じ
- ・課税標準：たばこ税の課税標準と同じ

#### 5. 相続税

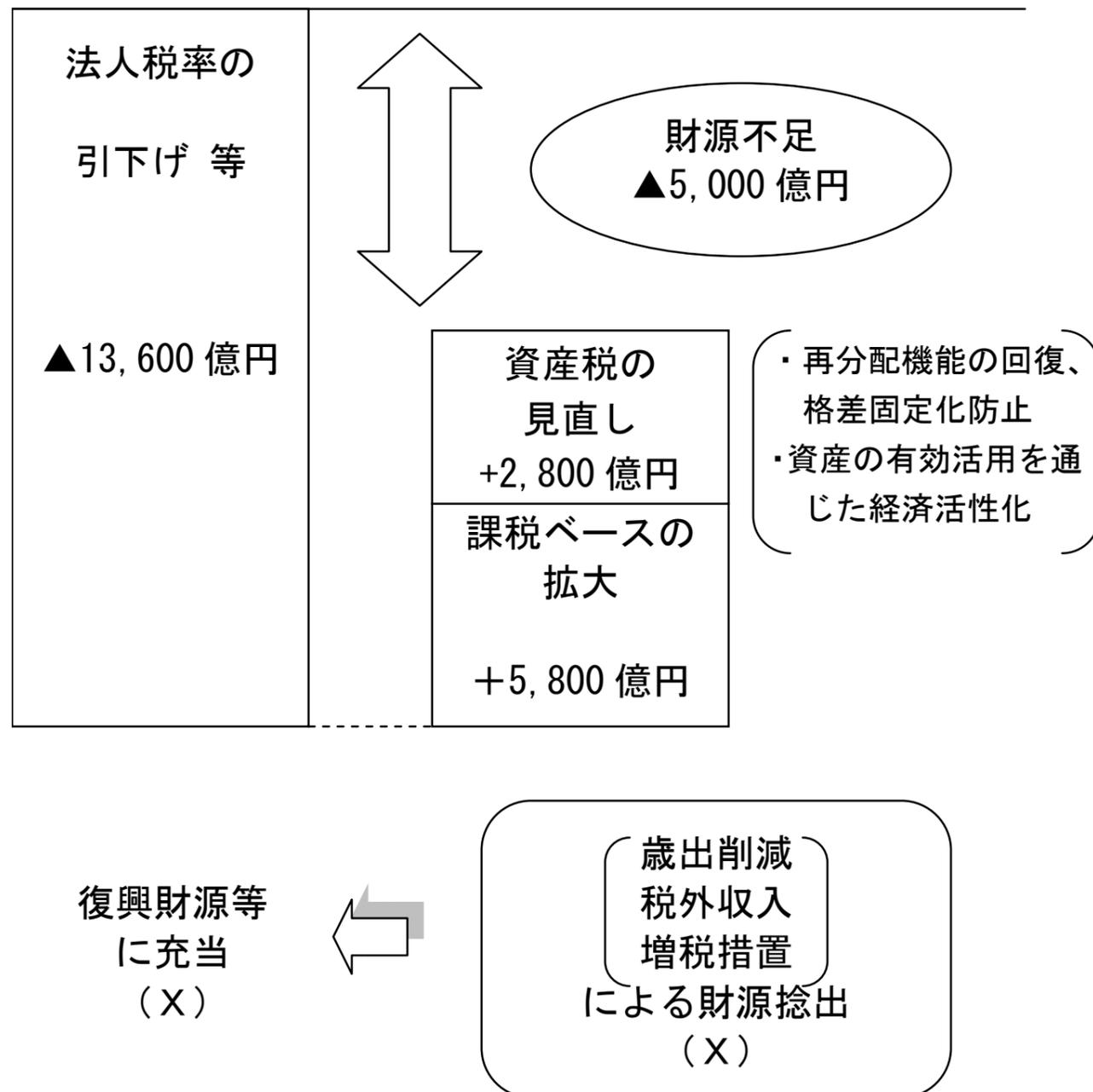
(1) 平成23年度税制改正の実施を確保するとの前提で試算している。

(2) 平成23年度税制改正においては、バブル崩壊後の地価の下落にもかかわらず、基礎控除の水準が据え置かれてきたこと等により低下している資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する等の観点から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直しを行うこととしている。また、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図るための贈与税の軽減等を行うこととしている。これらの改正事項による増収見込額は、2,802億円である。

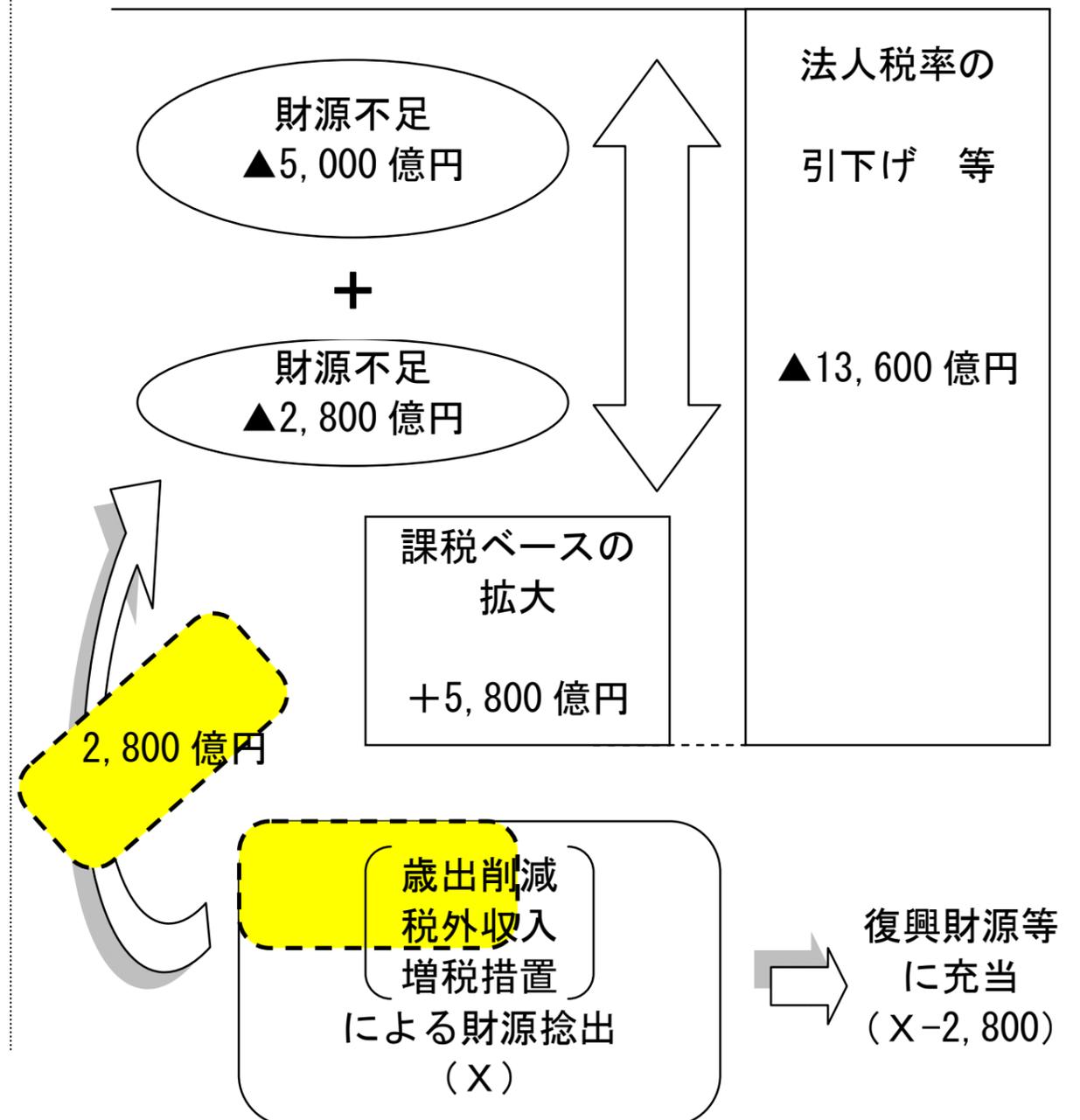
(3) 平成23年度税制改正は、法人税率の引下げ等と併せ、全体としてネット減税の税制改正であり、かつ23年度予算の土台をなすもの。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ税制措置の規模が膨らむこととなる。(別紙参照)

平成 23 年度税制改正事項と復興財源との関係 (法人税・資産税)

[資産税の見直しを行った場合]



[資産税の見直しを行わない場合]



復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の  
「複数の選択肢」（地方税）

平成23年9月16日  
税制調査会

## 1. 地方税における時限的な税制措置の考え方について

- 地方税は、各地方団体が当該地方団体における行政サービスを提供するために徴収するもの。この「受益と負担の関係」が地方税の最も根幹的な原則である。
- 一方で、今回の東日本大震災のような未曾有の国難に際しては、地方税においても財源確保を検討することが必要。
- よって、復旧・復興事業 19兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度（推計））については、財源手当を国に依存するのではなく、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保することが考えられる。
- なお、23年度改正事項のうち、所得控除等の見直しに係る国税の増収分は子ども手当の給付額を上乗せする場合の財源に充てることとされていたが、地方税の増収分は5大臣合意（平成22年12月20日）において地方財源であるという性格にも鑑み国税と異なる対応とされていることに留意が必要。

## 2. 時限的な税制措置の「複数の選択肢」

### <試算例(地方税)>

〔1〕 基幹税のうち個人住民税に負担を求める

- ・ 個人住民税均等割の税率を時限的に上げるとともに、23年度税制改正事項（個人住民税の所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））を復興財源に活用。

個人住民税均等割の引上げ	+	個人住民税の所得控除等の見直しからの充当	=	0.8兆円
①0.12兆円/年(年2,000円) × 5年 = 0.6兆円 ②0.06兆円/年(年1,000円) × 10年		0.2兆円		

#### 【1A:個人住民税均等割の年2,000円引上げ、期間5年(集中復興期間の年数)】

個人住民税の所得控除等の見直しからの充当				
	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円
約0.12兆円	約0.12兆円	約0.12兆円	約0.12兆円	約0.12兆円
個人住民税均等割〔年2,000円増〕	0.12兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.17兆円

#### 【1B:個人住民税均等割の年1,000円引上げ、期間10年(復興期間の年数)】

個人住民税の所得控除等の見直しからの充当									
	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円					
約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円
個人住民税均等割〔年1,000円増〕	0.06兆円	0.11兆円	0.11兆円	0.11兆円	0.11兆円	0.06兆円	0.06兆円	0.06兆円	0.06兆円
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度

〔2〕 基幹税(個人住民税)とともに、個別間接税(地方たばこ税)にも負担を求める

- ・個人住民税均等割の税率の時限的な引上げ及び地方たばこ税の臨時の引上げとともに 23 年度税制改正事項(個人住民税の所得控除等の見直しによる増収額約 0.06 兆円(平年度ベース))を復興財源に活用。

個人住民税均等割の引上げ	+	地方たばこ税	+	個人住民税の所得控除等の見直しからの充当
$\left( \begin{array}{l} 0.03 \text{ 兆円/年(年 500 円)} \times 5 \text{ 年} \\ = 0.15 \text{ 兆円} \end{array} \right)$		$\left( \begin{array}{l} 0.09 \text{ 兆円/年(1 円/本)} \times 5 \text{ 年} \\ = 0.48 \text{ 兆円} \end{array} \right)$		$\left( \begin{array}{l} 0.2 \text{ 兆円} \end{array} \right)$
<b>= 0.8 兆円程度</b>				

【2:個人住民税均等割の年 500 円引上げ及び地方たばこ税の引上げ、期間 5 年(集中復興期間の年数)】

個人住民税の所得控除等の見直しからの充当					
	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	
約0.03兆円	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.03兆円	— 個人住民税均等割〔年500円増〕
約0.09兆円	約0.09兆円	約0.09兆円	約0.09兆円	約0.09兆円	— 地方たばこ税引上げ〔1円/本〕
<b>0.12兆円</b>	<b>0.17兆円</b>	<b>0.17兆円</b>	<b>0.17兆円</b>	<b>0.17兆円</b>	
<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	

※地方においては、販売本数の減少による減収を差し引いた純増分を復興費用に充当。

(留意点) 国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。  
また、国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から 1 : 1 となっている。

- 税制措置については、以上の選択肢を参考とし、
  1. どの税目を
  2. いかなる税率で
  3. いつから
  4. どれだけの期間
  5. どのように組み合わせるかが議論のポイントとなる。

## <「複数の選択肢」の提示に向けた留意点>

### (1) 経済への配慮

- 臨時的な税制措置の規模を抑制するため、23年度税制改正（個人住民税の所得控除等の見直し）を活用する。

### (2) 簡素かつ地方団体の自主性に配慮した税制

- 新たな税制措置は時限的な措置であることを念頭に置き、納税者や特別徴収義務者の負担などに配慮し、出来るだけ簡素な仕組みとする必要。
- 一方で、個人住民税均等割の案の場合は、地方団体が全国的な緊急防災・減災事業を行う場合、財源を歳出削減により捻出するか税とするか等を地方団体が選択できるようにするとともに、地方税制を複雑化させないよう、標準税率を引き上げる制度とすることを基本とする。

### (3) 税制措置の期間

- 税制措置の期間については、国税における留意点に加え、地方税における臨時的な税制措置により確保する規模にも留意する。

#### (4) 平成 23 年度改正等との関係

- 個人住民税の所得控除等の見直しは、平成 23 年度税制改正事項である。(現在、税制改正法案が国会審議中)。
- 個人住民税均等割及び地方たばこ税の引上げは、平成 23 年度改正等の既に決定された税制改正の方針とは別に、今回、復旧・復興の財源確保の観点から新たに実施することを想定したものである。

# 参考資料（地方税）

## （試算の前提等）

## 試算の前提等

税制調査会本体会合及び作業チームにおける議論を通じ、基幹税などの個々の税目に関して、以下のような前提等に基づいて試算を行った。

### 試算の前提と考え方

#### 1. 総論

- (1) 税収については、平成 23 年度地方財政計画額を基本としている。なお、実際の税収は、経済情勢などの要因で変動する。
- (2) 地方税においては、個別税目ごとの特徴や税収、我が国経済との関係に留意しつつ、復旧・復興事業 19 兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8 兆円程度（推計））について、財源手当を国に依存するのではなく、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで地方団体自ら財源を確保するとの観点から、税制措置を講じる税目や税制措置の期間を設定した。
- (3) 個人住民税均等割等の引上げの開始時期は、国税の開始時期と同じ時期として各「選択肢のイメージ」を作成している。

#### 2. 個人住民税

- (1) 現行の個人住民税の均等割の標準税率（年額）4,000 円（道府県民税 1,000 円、市町村民税 3,000 円）を一定額引き上げる。
- (2) 所得税と比べて納税義務者数が多く、「今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」との復興基本方針と合致する。

※ 納税義務者数(H21 年所得) 均等割 5,936 万人、所得割 5,477 万人、所得税 5,052 万人

- (3) 非課税限度額制度等により、所得の極めて低い者などには課税されない。
- (4) 平成 23 年度改正事項は、税体系上の整合性の観点等から、
  - ・ 給与所得控除の見直し（所得税の改正が影響）
  - ・ 成年扶養控除の見直し（所得税と同様の改正）

の見直しを行うこととしている。これらの改正事項による増収見込額は、632 億円である。（平年度ベース）

これらに係る国税の増収額については、3 歳未満の子どもについて、子ども手当の給付額を上乗せする場合の財源に充てることとされていたが、地方税の増収分は 5 大臣合意（平成 22 年 12 月 20 日）において地方財源であるという性格にも鑑み国税と異なる対応とされていることに留意が必要。

【参考】5 大臣合意（平成 22 年 12 月 20 日）（抄）

4. 平成 23 年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成 23 年度の地方財政の増収分については、3. に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成 23 年度厚生労働省予算の見直しにより（200 億円）を確保する。

なお、平成 23 年度改正事項としては、退職所得 10%税額控除の廃止等もある。

### 3. 地方たばこ税

- (1) 現行の地方たばこ税の税率を引き上げる。
- (2) 国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から 1 : 1 となっている。
- (3) 国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。
- (4) 平成 22 年度税制改正との関係及び税制改正大綱との関係については、国税と同じ。